

防衛省訓令第35号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の2
第2項第1号の規定に基づき、他の隊員についての就職
の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令を次のよ
うに定める。

平成27年10月1日

防衛大臣 中谷 元

他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用し
ない隊員を定める訓令

改正 平成29年6月23日省訓第39号
改正 平成30年2月21日省訓第4号
改正 平成30年3月26日省訓第15号

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛隊法（以下「法」という。）

第65条の2第2項第1号の規定に基づき、同条第1
項に規定する他の隊員についての就職の依頼等の規制
を適用しない隊員（以下「就職援護隊員」という。）
として防衛大臣が指定する隊員を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 営利企業等 自衛隊法（以下「法」という。）第65条の2第1項に規定する営利企業等をいう。

(2) 子法人 法第65条の2第1項に規定する子法人をいう。

(3) 若年定年等隊員 法第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。

(4) 就職の依頼等 営利企業等に対し、若年定年等隊員を離職後に、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、当該若年定年等隊員に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼することをいう。

(就職援護隊員)

第3条 就職援護隊員は、次に掲げる者とする。

(1) 陸上幕僚監部又は陸上自衛隊の部隊若しくは機関に所属する隊員であって、次に掲げる事務又は業務として、就職の依頼等の事務を処理することを命ぜられた隊員

イ 防衛省組織令（昭和29年政令第178号。以下「令」という。）第84条第2号及び第4号に掲げる事務

ロ 陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和34年総理府令第62号）第39条第1号及び第3号に掲げる事務

ハ 駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第10条第7号に掲げる業務（同訓令第9条ただし書の規定により駐屯部隊等の長が駐屯地業務として担当する場合を含む。）

(2) 海上幕僚監部又は海上自衛隊の部隊若しくは機関に所属する隊員であって、次に掲げる事務又は業務として、就職の依頼等の事務を処理することを命ぜ

られた隊員

イ 令第116条第1号及び第3号に掲げる事務

ロ 地方総監部組織規則（昭和45年総理府令第3号）第7条第1号及び第3号に掲げる事務

ハ 基地隊の編制に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第9号）第4条第1項第9号に掲げる事務

ニ 航空基地隊の編制に関する訓令（昭和36年海上自衛隊訓令第47号）第1条第1項第18号に掲げる業務

ホ 海上自衛隊航空補給処の組織に関する訓令（平成10年海上自衛隊訓令第26号）第4条第14号に掲げる事務

(3) 航空幕僚監部又は航空自衛隊の部隊若しくは機関に所属する隊員であって、次に掲げる事務又は業務として、就職の依頼等の事務を処理することを命ぜられた隊員

イ 令第145条第1号及び第3号に掲げる事務

ロ 航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第10号）第57条第1号及び第3号に掲げる事務

ハ 基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第6条第1項第15号に掲げる業務

(4) 地方協力本部長、地方協力本部の副本部長及び自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第50号）第7条第1項第1号に掲げる事務（同条第2項の規定により当該事務をつかさどるとされている場合を含む。）として就職の依頼等の事務を処理することを命ぜられた隊員

2 就職援護隊員は、前項に定めるもののほか、法第65条の10第1項に規定する離職後の就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員であって、地域の実情等に応じ、就職依頼等の事務を行う必要がある

官職として、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長からの上申に基づき、防衛大臣が別に指定する官職において、当該事務を処理することを命ぜられた隊員とする。

(委任規定)

第4条 この訓令の実施に関し必要な細部事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日省訓第39号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月21日省訓第4号)

この訓令は、平成30年2月21日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日省訓第15号)

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。